

授乳場所等

16

基本的な考え方

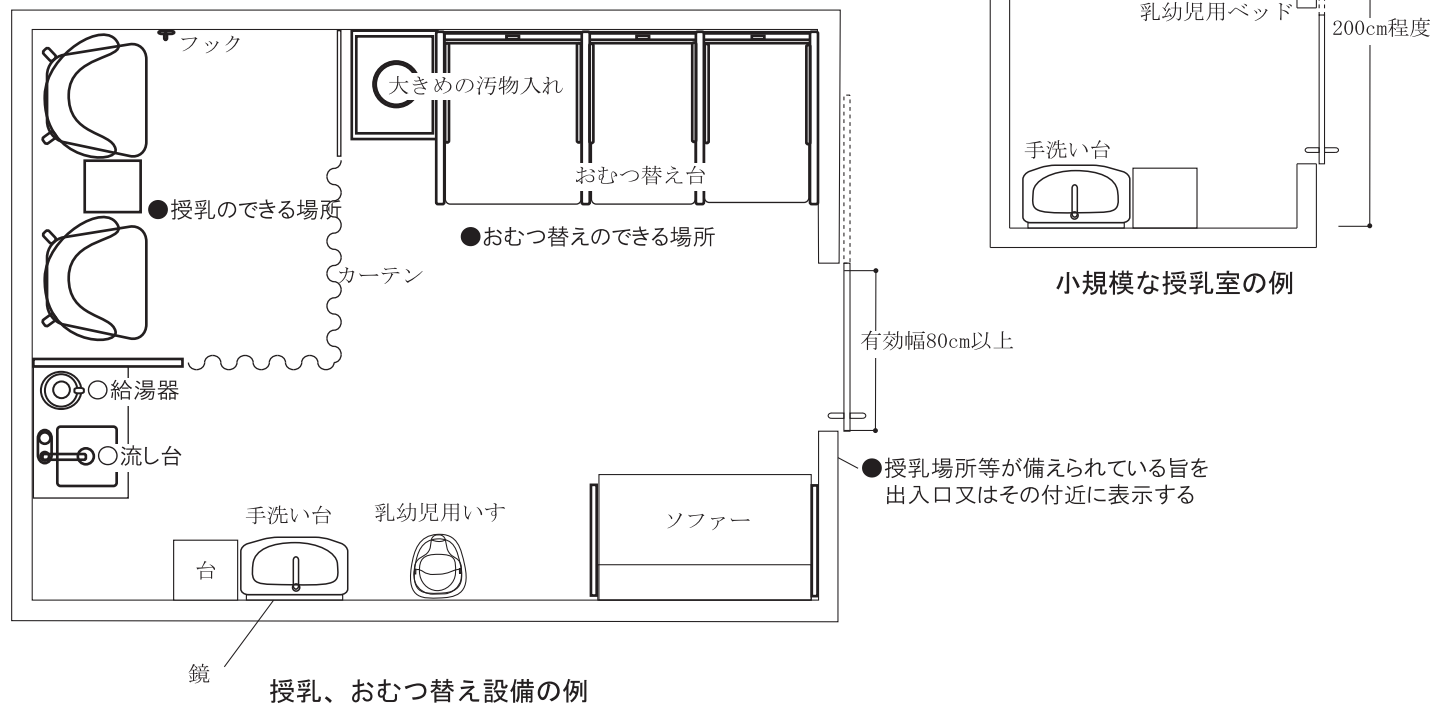
- ・子育てしやすい生活環境づくりを進める。
- ・乳幼児を連れてきた保護者等が、気軽に外出し、社会参加できるよう、授乳場所やおむつ替えのできる場所を1以上設ける。

● 整備基準

○ 望ましい基準

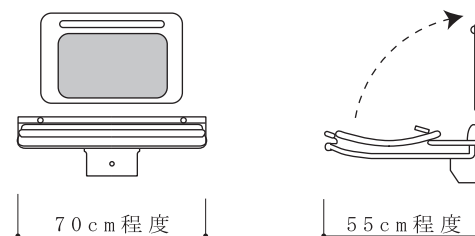
解説

(1)授乳場所等の設置	床面積の合計が5,000㎡以上の建築物で、乳幼児を連れてきた者が長時間利用するものについては、乳幼児ベッド及びいすその他乳幼児のびおむつ交換及び授乳ができる設備が配置された場所(以下「授乳場所等」という。)を設けること。また、床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満の建築物で、乳幼児を連れてきた者が長時間利用するものについては、授乳場所等を設けるよう努めること。	<ul style="list-style-type: none"> ・授乳場所には、給湯及びほ乳瓶の消毒等ができる設備を設ける ・授乳場所は、カーテンで仕切るなどプライバシーを確保し、男性も利用できるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・授乳室及びおむつ替えの場所として独立した部屋を設けることが望ましいが、設置場所を確保することが困難な場合には、待合室等の一部を利用して場所を設ける。 ・「乳幼児を連れてきた者が長時間利用するもの」とは、社会福祉施設、医療施設、集会施設、物品販売施設、公衆浴場、官公庁舎等である。
(2)案内表示	授乳場所等の出入口又はその付近に、授乳場所等が設けられている旨の適切な表示をすること。	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な案内板には授乳場所等の案内表示を行う。 	



小規模な授乳室の例

授乳、おむつ替え設備の例



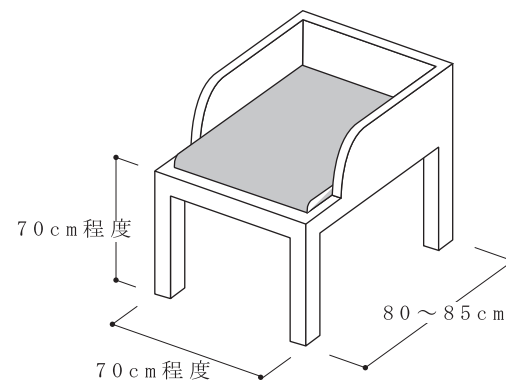
おむつ替えのできる乳幼児用ベッド



授乳、おむつ替え設備



流し台設備の例



おむつ替乳幼児用ベッド



授乳スペースのサイン例